



<同志社人が母校を誇りに思える情報>

「同志社ファン・レポート」(通巻 286 号)

「教育者・新島襄」 -7-

自責の杖事件

井上勝也同志社大学名誉教授



1880 (明治 13) 年 4 月の学生無断欠席事件は、新島を教育者の面から見ますときに、次のような理解が可能になるであります。学校当局は、明治 11 年 9 月に入学した学生 (上級組) と翌年 1 月に入学した学生 (下級組) のクラスを合併することを決定すると、上級組は不満の表現として集団で無断欠席をおこないました。彼らは実力行使をする前に新島校長に 4 月 7 日御伺書を提出し、その中で

……依而私共熟々其合併之旨意と進級生 (下級生一筆者注) の何たる所以を考一考仕候に何分蛙輩之胸裡雲霧を生し来り……逐條篤と御説明之煩勞を謹で奉仰候

と述べ、

正則課たる私共に於ては変則正 [生] は校禁に候へば共に学課を同ふするも如何かと存候。依て何分の御沙汰有之迄は教場には出席難到候間此段も亦兼て御伺申置候

と述べて、彼らの論理で当局の不合理的を批判し、納得のいく説明を求めています。上級組は翌 8 日再び歎願書を校長に提出し、

……日々御授業被成候今回進級生徒の学力も唯御想像のことに候得ば、利共に於ても今

より 2 週間斗学力御試みの上進退の御分別被下度……

と述べ、学校側が学力を想像で判断していることを批判し、学力が接近したことの客観的証拠を示すように求めています。翌 9 日、新島は歎願書に対して「御歎願之筋難聞届御座候」（『新島先生書簡集』続 pp.152-154）と返事しています。未だ長幼の序の厳しかった当時において、校長留守中の教師会の決定は慎重さを欠き、青年心理を無視した行為であったといえましょう。憫憫不羈(てきとうふき)なる書生、即ち才気がすぐれ、独立心が旺盛で、条規では律し難い学生を圧束しないというのが新島の教育方針でありましたが、彼には教師会の決定及びその後の学生への対応が不十分であったという深い反省がありました。4 月 13 日の朝の礼拝に際し、新島のとった態度、即ち持参した杖で自らの掌を打った行為をその場で目撃していた当時の学生堀貞一は次のように述べています。

先生自ら若し我にして、今少し行届きたる方法を取りしならば、彼等は斯の如き事をせざりしならん、又我輩は出来るだけ説明もし、説諭をしたが、これに服さなかつたのは、彼らが過(アヤマチ)ではなく、我校長たるの徳の欠けたるためである。されば彼らの過は我〔の〕不行届と不徳の結果である。されば如何でこれを処罰することが出来やう。されど同志社の規則は儼然たるものである。よって自ら校長を罰し、生徒に代って学校の規則の重んずべき事を知らしむべきだと御決心になって……（堀貞一著『新島襄先生に就て』p.32）

というのが新島の心境をほぼ正確に伝えているのではないのでしょうか。新島のこの自責の杖事件は、彼の学んだニューイングランド神学から法秩序維持の統治論や、イエス・キリストが十字架上で死にたもうことによって、人類の罪をあがなわれたという贖罪論によって説明することも可能でありましょう。しかしこの事件は何よりも学生の不満を彼らの気ままときめつけたり、彼らのストライキを校則違反という言葉で処罰することをしないで、まずは学生の立場に立って考え、自らの指導の不十分さを深く反省し、校長としての責任を痛感する教育者新島を見る思いがいたします。■